

積立金繰越の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第4項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれかの要件に合致する場合に承認する。

- ① 目的積立金については当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合
- ② 平成27年度に目的積立金に係る経営努力が認定される事由に相当する事由がある場合
- ③ 納付する現金がなく、棚卸資産や前渡金、前払費用等の経過勘定が計上されている場合
- ④ 競争的資金制度の円滑な運営のために、研究資金の繰越しを行う合理的な理由がある場合
- ⑤ 自己責任でない事由により、第二期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合

27年度 損益計算書

目的積立金取崩額 27百万円		当期末処分利益 913百万円	
経常収益	自己収入他 ※1 3,411百万円	経常費用 ※2 8,291百万円	費用 6,641百万円
	標準運営費交付金 4,115百万円		費用 1,650百万円
	特定運営費交付金 ※3 1,650百万円		
9,176百万円			

剰余金の主な内訳

経営努力認定	
歳入増 22百万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼試験・機器利用による収益 7百万円</li> <li>・受託事業収益(技術審査) 11百万円</li> <li>・財務利益 2百万円</li> <li>・知的財産権使用料収益 2百万円</li> </ul>
歳出減 61百万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの業務受託による機器整備費削減 43百万円</li> <li>・システム維持管理経費の見直しによる経費削減 11百万円</li> <li>・契約見直し等による光熱水費の削減 7百万円</li> </ul>
	・経過勘定(棚卸資産・前渡金・前払費用計) 22百万円
	・本部建物維持管理等(効率化係数対象外) 36百万円
	・特定運営費交付金剰余金 772百万円
	・目的積立金 357百万円
	・積立金 520百万円

積立金の処分(案)

【次期繰り越し申請額】 462百万円
経営努力認定額 83百万円
目的積立金の繰越額 357百万円
経過勘定 22百万円
【東京都へ返納】 1,327百万円

27年度 貸借対照表

利益剰余金 1,789百万円	当期末処分利益 913百万円
	目的積立金 357百万円
	積立金 520百万円

※1 自己収入他の内訳

手数料収益	449百万円
使用料収益	212百万円
受講料収益	13百万円
指導事業収益	3百万円
受託事業収益	369百万円
外部資金導入研究収益	14百万円
科学研究費間接経費収益	9百万円
財務収益	1百万円
雑益	1百万円
資産見返勘定戻入	2,340百万円
合計	3,411百万円

※2 経常費用の内訳

業務費	5,238百万円
一般管理費	3,047百万円
為替差損	5百万円
雑損	0百万円
計	8,291百万円

※3 特定運営費交付金

特定運営費交付金は、費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる(=費用進行基準)

(注) 百万円未満を端数処理しているため、合計が合わない場合がある。

【経営努力認定の考え方】

